

熊本県ヤングケアラー支援体制強化事業業務委託仕様書

1 事業名称

熊本県ヤングケアラー支援体制強化事業

2 委託期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

3 目的

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童をいうが、ヤングケアラーへの支援が年齢により途切れてしまうことのないよう、18 歳を超えた大学生であってもその家庭の状況に鑑み通学することができない場合などは、適切な支援を行うことが重要である。また、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育といった様々な分野が連携し対応することが重要である。

本事業は、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげができるよう、職員の研修によるヤングケアラーの早期発見・把握等の支援体制の強化、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、悩み相談などのピアサポート活動、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営、支援といった取組をモデルとして実施することにより、より一層のヤングケアラーの支援に資することを目的とする。

4 業務内容

（1）ヤングケアラー支援体制構築事業

ア 目的

本事業は、関係機関及び支援者団体とのつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置による相談窓口の設置、元当事者等による悩み相談などのピアサポート活動、ヤングケアラー同士がより気軽に悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援といった取組を実施することにより、ヤングケアラーの支援体制の構築を図ることを目的とする。

イ 事業内容

① ヤングケアラー・コーディネーターの配置による相談窓口の設置

受託事業者は、ヤングケアラーを発見・把握した場合に、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、関係機関と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置した相談窓口を設置する。

② ピアサポート支援体制の推進

受託事業者は、ヤングケアラーにとって、家事や家族のケアなどについての相談先として心理的なハードルの高い公的機関に代わる効果的な相談窓口として、ヤングケアラーを対象とした悩み相談などのピアサポート活動を実施する。

③ オンラインサロンの設置・運営、支援

受託事業者は、②の悩み相談等のピアサポート活動のほか、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる新たな場所として、支援者団体による SNS や I C T 機器を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施する。

④ ヤングケアラーに関する普及啓発

受託事業者は、ヤングケアラーに関する普及啓発を行うため、リーフレットなどの啓発資材を活用し、子どもや医療、介護、福祉、教育等の関係機関に配布する。

ウ 実施方法

① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

(i) 要件

ヤングケアラー・コーディネーターは、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者が望ましい。

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士など、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者
- ・介護支援、生活支援業務に3年以上従事した者

(ii) 相談支援・助言

ヤングケアラー・コーディネーターは、地域における関係機関からのヤングケアラーに関する相談に対し、ヤングケアラーの家庭の状況に応じ、助言を行い、適切な福祉サービスを提供する支援につなげること。

(iii) 研修

ヤングケアラー・コーディネーターは、地域の関係機関を対象に、ヤングケアラーの支援に関する研修を実施するとともに、自らも外部機関研修に参加するなどヤングケアラー支援に関する知見の習得に努めること。

(iv) 関係機関連携

ヤングケアラー・コーディネーターは、支援が必要とされるヤングケアラーについて、学校に通えていない又は家族以外とのつながりがないなどの場合も含め、子ども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体とも連携を図ること。

(v) 関係機関におけるヤングケアラー支援体制の構築

受託事業者は、必要に応じて、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において作成された「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築を図るとともに、必要に応じて支援マニュアルを改訂すること。

② ピアサポート支援体制の推進

(i) 相談支援の推進

受託事業者は、ヤングケアラーを対象とした悩み相談等のピアサポート支援体制を構築するため、ケアラー（ヤングケアラー、元ヤングケアラーを含む）、家族介護支援者や家事・育児等に関する相談支援を行っている者が所属している支援者団体と連携し、ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談、SNS相談等への対応、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーター、関係機関と連携し、適切な福祉サービスにつなげる。

(ii) 支援対象者

小学生、中学生、高校生及び大学生又はその家庭に属する者等

③ オンラインサロンの設置・運営、支援

(i) 設置・運営、相談支援

受託事業者は、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験などを共有することができる新たな場所として、SNSやICT機器を活用したオンラインサロンの設置・運営を行う。

ただし、ヤングケアラーの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることから、ヤングケアラーの容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、当該ヤングケアラーに配慮した仕組みを講じること。

(ii) 利用対象者

小学生、中学生、高校生及び大学生又はその家庭に属する者等

(iii) 実施回数

定期的に開催するなど、対象者が利用しやすいよう配慮すること。

(iv) その他

- ・ヤングケアラー本人から悩み相談があった場合には、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーターや関係機関と連携し、適切な福祉サービスにつなげること。
- ・オンラインサロンの設置・運営にあたっては、SNSやICT機器を活用した相談等の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。
- ・本事業は、利用者の利便性を踏まえオンラインで行うことが望ましいが、地域の実情に応じて対面でのサロンを行うことを妨げない。
- ・受託事業者は、本事業の実施にあたって、SNSやICT機器を活用したオンラインサロンについて、ヤングケアラーの語りの場に加え、保護者の子育ての悩みや子ども本人からの相談やDV等に関する相談についても併せて対応すること。

④ ヤングケアラーに関する普及啓発

(i) 普及啓発方法

- ・ヤングケアラーである子ども自身が、自分はヤングケアラーであると認識し、自ら相談を行えるようにするためのリーフレット等の作成。
- ・医療、介護、福祉、教育等の関係機関がヤングケアラーと思われる子どもを発見した際に、本事業の相談窓口に相談を行えるようにするためのリーフレット等の作成。

(ii) 普及啓発対象者

子ども及び医療、介護、福祉、教育等の関係機関

(2) ヤングケアラー研修推進事業

ア 目的

本事業は、ヤングケアラーやその家族と接する機会が多いと思われる関係機関の職員に対してヤングケアラー支援について理解を深めるための研修を実施することにより、ヤングケアラーに関する問題意識を喚起し支援を適切に行うとともに、関係機関職員のヤングケアラーの概念や発見の着眼点、発見後のつなぎを含めて理解促進を図る。

イ 実施内容

受託事業者は、子ども本人、保護者並びにケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉、教育等の関係機関や専門職員、支援者団体を対象に各地方自治体、教育委員会等が連携し、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラーの早期発見のための着眼点、発見後のつなぎ、対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修を実施する。

ウ 実施方法

- ・受託事業者は以下「(i) 対象」に掲げる者をはじめ、幅広く研修に参加させるよう努めること。
- ・委託事業者は講師の選定にあたって、ヤングケアラーに関する幅広い知識を有している者（有識者、関係機関、支援者団体、元当事者等）の招聘、外部機関研修への参加等、地域の実情に応じた方法により実施すること。
- ・委託事業者は、地域におけるヤングケアラーの支援において重要な役割を担っている関係機関職員の研修、相互連携など実践的な研修を実施すること。

(i) 対象

県の関係機関、支援者団体及びヤングケアラーの支援に関する福祉、介護、医療、教育等に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下、「関係機関職員」という。）であり、具体的には以下の機関の職員や専門職が想定されるが、これに限らず、要保護児童対策地域協議会構成員をはじめ、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることができる。

- ・県の児童福祉、母子保健、介護・高齢者福祉、障害者福祉、生活保護（生活困窮）等の担当部局
- ・児童相談所
- ・児童福祉司、児童心理司
- ・児童福祉施設
- ・福祉事務所
- ・社会福祉協議会
- ・民生委員、主任児童委員、児童委員
- ・地域包括支援センター
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・訪問介護員（ホームヘルパー）
- ・相談支援専門員
- ・生活保護担当ケースワーカー
- ・市町村保健センター
- ・保健所
- ・医療機関（医師、保健師、助産師、看護師等）
- ・医療ソーシャルワーカー
- ・教育委員会
- ・学校
- ・教員（養護教諭を含む）
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の支援スタッフ
- ・司法関係機関
- ・子ども食堂、学習支援教室等の子どもの居場所となる機関
- ・その他支援者団体

(ii) 実施回数

年 2 回以上

(iii) 項目

事業実施者は、研修の実施にあたって、少なくとも以下の項目を盛り込こと。なお、研修期間は、地域に実情に応じて、ヤングケアラーの支援体制の整備を図るものであることに留意し、適切に定めること。

- ・ヤングケアラーについての理解
- ・ヤングケアラーを早期に発見するための着眼点
- ・相談・支援の際に配慮する事項
- ・関係機関の相互連携スキーム（つなぎ方を含む。）
- ・関係機関職員によるグループワーク演習
- ・その他福祉サービス、家族のケアに関する事項

5 事業実施における体制等

(1) 開所日時

ア 開所日

火曜日、水曜日、木曜日（国民の祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）とする。

イ 開所時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、開所日時の変更を行おうとする場合は、事前に県と協議を行った上で変更すること。

(2) 設置場所

熊本市東区月出 3 丁目 1-120 所在の熊本県精神保健福祉センター 2 階または熊本県内の対象者にとって利便性の良い場所とし、県との協議のうえで決定するものとする。

(3) 設備

事業の実施に当たっては、次の設備を設けるものとする。

ア 事務室

イ 電話回線。ヤングケアラーの専用相談窓口として設置すること。

ウ 相談スペース

エ その他、事業を実施するために必要な設備

(4) 広報

対象者が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法について、ホームページ及びSNSを運営する等、積極的に広報活動を行うこと。

6 関係書類の提出

(1) 事業計画書の作成及び提出

受託事業者は、契約を締結した月末までに、本仕様書4の「業務内容」を記載した事業計画書を作成し、県に提出するものとする。

(2) 事業実施状況報告書の作成及び提出

受託事業者は、令和9年(2027年)3月31日までに事業報告書を作成し、県に提出するものとする。また、1月毎に実施状況報告書及び定期報告書を作成し、事業実施の翌月15日までに県に提出し、3月分については、実績報告書と併せて提出するものとする。

7 関係書類の整備

(1) 会計の管理

受託事業者は、社会福祉法人等の全体の会計とは別に、本業務に係る会計帳簿類を設けて管理する。

(2) 帳簿書類の保存期間

受託事業者が作成した帳簿書類（会計帳簿書類、業務記録簿、職員の出勤簿等）は、事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(3) 契約期間終了に係る引継ぎ業務

受託事業者は委託契約の終了に当たり、次の委託事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、県又は県が指示する事業者に引継ぎを行うとともに、必要な情報やデータを遅滞なく提供すること。